

○北海道警察職員レクリエーション実施要綱の制定について

令和5年2月28日

道本厚第3597号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察職員のレクリエーションについては、「北海道警察職員レクリエーション実施要綱の制定について」（平25. 3. 4道本厚第4294号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、引き続き、別添のとおり実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

北海道警察職員レクリエーション実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道警察の職員（以下「職員」という。）のレクリエーションの実施について必要な事項を定めることにより、健全な文化、教養、体育等の活動を通じて職員の心身の健康増進及び職員相互のきずなの強化を図り、もって活力ある士気の高い職場づくりに資することを目的とする。

第2 実施基準

- 1 レクリエーションは、その内容が健全でなければならず、かつ、高度の技術又は技能を要するものであってはならない。
- 2 レクリエーションは、できる限り職員が平等に参加することができるように実施されなければならない。

第3 所属長の責務

所属長の責務は、次のとおりとする。

- (1) 職員が自主的かつ積極的にレクリエーションを実施できるよう、必要な助言及び指導を行わなければならない。
- (2) レクリエーションの計画を把握した場合には、実施時期、実施場所、参加人員等について、必要な調整を行わなければならない。
- (3) 参加職員の代替要員が必要な場合には、代替要員を指名するとともに、業務の引継ぎを確実に行わせなければならない。
- (4) 参加職員による対応が必要となる重大又は特異な事案等が発生した場合に備え、参加職員への連絡手段、出勤手段等を明確にしておかなければならない。
- (5) レクリエーションの実施日又は班ごとに責任者を指定して各種事故防止に万全を期すとともに、重大若しくは特異な事案が発生した場合又はその発生のおそれがあると認める場合は、必要に応じ、レクリエーションの中止等の措置を講じなければならない。

第4 留意事項

レクリエーションの実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 業務の繁忙期を避けるとともに、実施時期を分散させるなど業務への支障を十分

考慮し、計画的に実施すること。

- (2) レクリエーションの参加人員と構成、実施場所等については、所属の実情、参加職員の職責等を踏まえ、代替要員の確保その他有事即応の観点を十分考慮すること。
- (3) 原則として、勤務時間以外の時間に実施すること。
- (4) 職員は、レクリエーションへの積極的な参加に努めるとともに、参加に当たっては、各種事故防止に配慮すること。

第5 承認等

- 1 所属長は、勤務時間内においてレクリエーションを実施しようとするときは、あらかじめ警務部長（警察学校の所属長にあつては警察学校長、札幌方面以外の方面の所属長にあつては当該方面本部長）の承認を受けること。
- 2 前事項の承認を受けて実施するレクリエーションに参加する場合は、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第2号）第33条第1項第2号に該当するため、所属長は参加職員に対し、職務に専念する義務の免除を承認することができる。